

平戸市監査公表第1号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年1月26日

平戸市監査委員 大浦 雄二  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ①市民生活部健康ほけん課
- ②水道局

第3 監査の期間

- ①令和7年10月9日から10日まで
- ②令和7年10月23日から24日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：市民生活部健康ほけん課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 例規の整備について 平戸市国民健康保険運営協議会規則において、事務局に関する規定がなかったため、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>同規則中の会議の庶務にかかる規定について、令和8年1月に開催される例規審査委員会に一部改正を提出し改正を行う。</p>
	<p>2. 契約事務について、 契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたため、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	
	<p>(1) 令和5年度及び6年度のがん検診等業務委託及び特定健康診査業務委託において、執行伺等の手続きを経ることなく、契約締結の処理がなされていた。</p>	<p>令和8年度以降は、執行伺等の手続きを適切に行う。委託内容等については、医師会理事会等で事前に相談、協議等を行っていることを踏まえて対応したい。</p>
	<p>(2) 令和5年度の健康管理システム特定健診・特定保健指導第4期対応改修業務ほか10件において、1者随意契約または業者選定の理由が記載されていないものや、記載はあっても選定の理由が不明瞭なものがあった。</p>	<p>今後の契約事務においては、適切な対応を行う。</p>
	<p>(3) 令和5年度の度島直診薬用冷凍冷蔵庫導入事業において、見積依頼に係る仕様書では、同等品は認めないと指示されていたが、商品がモデルチェンジにより販売停止されていたため、結果、契約締結後に同等品を承認する手続きがなされていた。</p>	<p>見積依頼以前に指定機器のモデルチェンジによる販売停止が告げられており、本来であれば規格の変更などを講じて見積依頼を行うべきであった。今後については、特別な機器を除き「同等品以上」での発注も視野に対策を講じていく。</p>
	<p>(4) 令和5年度の産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、執行伺において、1者随意契約の理由を「医療産業廃棄物の処理を行う業者が市</p>	<p>度島診療所の産業廃棄物の収集運搬はA社が請け負い、その後の処理についてはB社が請け負っている。処理業務については、執行伺がなく</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>内に1者のみのため」としA社を選定しているが、A社は産業廃棄物収集運搬業の許可事業者であり、処理はできないため、その理由は不相当である。</p> <p>一方、契約締結伺において、収集運搬についてはA社、処分については、これまでの執行伺及び価格等決定伺にはなかったB社を契約相手方とする手続きがなされていた。</p>	<p>業者選定されており、今後については収集運搬及び処理業務各々、執行伺及び業者決定、契約締結と一連の事務の流れを行うよう対応する。</p> <p>なお、双方業者との契約手法については、他課でも見受けられており、収集運搬業務と処分業務の契約上における混在を避け、明確な記載をもって契約を行っていく。</p>
	<p>(5) 令和5年度の旧大島診療所・歯科診療所解体工事において、工事による影響の有無を調べるための家屋調査を行った住民に対し、工事完了後、異常があれば申し出るよう通知している。住民への通知後、1年を経過しても申し出がなかったものと思われるが、最終的にその旨の決裁がなされていなかった。</p>	<p>工事完了後、住民からの申し出期間を1年間設定し、その後申し出がなかった旨、文面として残していなかった。土地の権利関係に帰するものであるため、今後は同様の対応を行わないよう留意する。</p>
	<p>(6) 度島診療所職員用宿舎の建物賃貸借契約において、契約書の第4条で、賃貸借期間は令和5年6月10日から令和6年3月31日までとし、契約満了の際、賃貸人貸借人双方において何ら意思表示をしないときは、この契約と同一条件をもって更に1年間自動更新する旨の契約としている。</p> <p>地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適当ではな</p>	<p>賃貸人と協議の結果、令和8年度から自動更新条項の規定を除いたかたちで賃貸借契約を締結することとした。</p>

区 分	内 容	措置状況
	い。	
	<p>(7)大島診療所・大島歯科診療所自家用電気工作物保安管理業務ほか1件において、契約期間を5年間とする長期継続契約が締結されているが、本市の「長期継続契約の運用」が示す契約期間は2年となっている。また、長期継続契約の締結が可能と思われるものが、単年度契約となっているため、経費削減、事務負担軽減を踏まえ、内容を検討されたい。</p>	
意見	<p>1. 第三期平戸市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第四期特定健康診査等実施計画について</p> <p>当計画では、現状の整理を行うため、第二期計画において設定した中長期的な3つの目標と、それを達成するための4つの短期的目標及び3つの保健事業の評価を行っている。</p> <p>しかしながら、その評価では、短期的目標及び保健事業のほとんどが未達成にもかかわらず、中長期的目標は全て目標を達成していたことから、目標設定や目標達成のための手段が妥当であったかを十分に検討・考察し、今後の事業実施に生かしていただきたい。</p> <p>また、この計画書は、市のホームページにおいて公表されているが、計画の中で減らしたいとするメタボや高血圧、脂質異常、高血糖に係る情報は何も掲載されていない。国保加入者だけでなく全市民が自分の健康状態や健康診断について考えるきっかけや気づきとなるよう、症状や日常生活で気をつけることなどの周</p>	<p>ご指摘の短期的目標及び保健事業のほとんどが未達成にもかかわらず、中長期的目標は全て目標を達成していたことについては、今後、評価を行うなかで、目標設定や目標達成のための手段が妥当であったかを十分に検討・考察に努めて、今後の事業展開で検討する。</p> <p>健診受診や健康づくりの周知は、市広報及びホームページなどを活用して行う。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>知を検討していただきたい。</p> <p>さらに、特定健診受診率を向上させるため、ナッジ理論（強制や禁止をしない代わりに、環境や選択肢の提示方法を工夫して、相手が自ら望ましい行動を選ぶように促す考え方）に基づく取組みがなされているが、良い取組みであると思慮することから、引き続き、これを活用し健診未受診者の減少を図っていただきたい。</p>	

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：水道局】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1. 予定価格について 獅子地区配水管布設替工事（2工区）ほか1件について、指名競争入札において不落となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約による発注が行われている。しかしながら、同条第2項では「最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されているが、当該契約における予定価格について変更がなされていたため、同政令に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>政令に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底します。</p>
指導事項	<p>1. 長期継続契約について 水道事業会計システム保守業務において、契約期間を5年間とする長期継続契約が締結されている。本市の「長期継続契約の運用」において、契約にあっては、特約事項として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる」旨を明記するとされているが、本契約書にはその事項がなかったため、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>長期継続契約を締結する際に、当該特記事項について、契約書に明記するよう徹底します。</p>
	<p>2. 水道メーター検針業務について 本業務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市水道局検針事務委託規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	
	<p>(1)本業務については、個人又は法受</p>	<p>書類の提出は、申請者の負担も大</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>託者の資格要件にあつては、規程第3条に「諸税等の滞納がなく、破産者でないもの」などを規定し、第4条に定める住民票抄本や納税証明書等の提出を求めている。</p> <p>しかしながら、新規申込者には、それを求めていたものの、更新者には提出させていなかったため、更新者にあつても毎年の提出を求め、確認することが適当である。</p> <p>また、第4条に規定する身分証明書として、運転免許証の写しを提出させているが、これでは破産者の確認をすることができない。本来、この身分証明書とは、市が発行する破産に関する通知を受けていないことを証明するものと思われる。</p>	<p>きくなることから初年度の提出のみとし、更新時の提出を省略するよう規程を改正する予定としております。</p> <p>なお、更新時については、同意書等の提出を求め、税務課等へ照会をかけるように対応を検討いたします。</p> <p>また、身分証明書につきましては、市が発行するものを添付し、破産者の確認を行うよう、書類及び要件確認を徹底します。</p>
	<p>(2) 規程第6条に規定する連帯保証人について、「平戸市に3年以上居住する資産所有者1人の連帯保証人を立てなければならない」とされているが、確認できる書類がなかった。</p>	<p>連帯保証人の要件について確認を徹底し、毎年の委託契約締結決裁時に確認した旨を記載します。</p>
	<p>(3) 規程第9条に規定する検針員受託証明書（様式第2号）について、その証明書には有効期限の記載がない。検針業務の委託期間は単年度であるが、更新も可能なため、初めに発行（古いものは平成22年4月1日）した証明書が、現在も継続使用されている。</p> <p>証明書は、水道局で管理し、検針の際に貸与していることから紛失等により不正利用されるリスクは少ないが、有効期限を定め数年に一度は更新を行うことなどを検討されたい。</p>	<p>令和8年度からは5年の有効期限を定め、交付するよういたします。</p>

区 分	内 容	措置状況
意見	<p>1. 今後の水道施設の整備について 水道事業においては、人口減少に伴い料金収入が減少する一方で、施設や管路の老朽化が進んでいる。「平戸市水道ビジョン」では触れられていないが、施設更新を計画するときは、ろ過池や配水池など大型構造物については、更新費用より安価で耐用年数を伸ばすことが可能な長寿命化についても検討を行って頂きたい。</p> <p>また、給水人口が減少しているため、更新事業を行う際には、施設のダウンサイジングを検討し、更新費用及び維持費の縮減に努めていただきたい。</p> <p>さらに、市の中部地域には小規模の水源や浄水場があるが、平戸北部地区や中南部地区からの送水も可能と思われるため、施設の統合廃止についても検討を行って頂きたい。</p>	<p>施設の更新においては、更新需要及び更新費用が増大している中、維持管理経費の削減・抑制などにより事業経営の健全化を図るため、年次的に各種設備の改修や取替工事を行いながら長寿命化に努めているところです。</p> <p>また、今後の人口減少に伴う水需要の動向を注視しつつ、より効率的な施設の配置やダウンサイジング、スペックダウンを検討し更新費用及び維持費の縮減に努めるとともに、施設の統廃合についても引き続き検討してまいります。</p>